

障 障 第 5 6 号
平成12年12月6日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生省大臣官房障害保健福祉部

障 傷 福 社 課 長

身体障害者デイサービス事業及び身体障害者短期入所事業利用者に
適用する国庫補助基準単価の取扱いについて

平成12年度から、身体障害者デイサービス事業及び身体障害者短期入所事業に対する運営費の国庫補助基準単価（身体障害者デイサービス事業については、事業費補助方式の国庫補助基準単価に限る。）については、利用者の介助の必要程度に応じて設定することとしたので、今般、利用者ごとに適用する単価を判定するに当たっての「国庫補助単価適用表」を別紙のとおり定めることとした。

については、管下市町村に対し、その趣旨の徹底を図るとともに、国庫補助の申請を円滑に行うよう特段のご配意をお願いする。

なお、本適用表は、身体障害者デイサービス事業及び身体障害者短期入所事業の利用者ごとに適用する国庫補助基準単価を判定するに留まるものである。

1 利用者に対する国庫補助基準単価の適用表

程度区分	対象者
重度単価	「食事」、「排泄」、「入浴」、「移動」にかかる日常生活動作の多くにおいて、全介助を必要とするなど実施主体が重度と認める者
中度単価	「食事」、「排泄」、「入浴」、「移動」にかかる日常生活動作の多くにおいて、一部介助以上の介助を必要とするなど実施主体が中度と認める者
軽度単価	重度、中度のいずれにも該当しない者

2 日常生活動作における介助度合の判断基準

上記1の日常生活動作における介助度合の判断基準は、概ね下表によること。

項目	介助度合	判断基準
食事	全介助 一部介助 介助なし	全面的に介助を要する。 おかげを刻んでもらうなど一部介助を要する。 やや時間がかかっても介助なしに食事をする。
排泄	全介助 一部介助 介助なし	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。 やや時間がかかっても介助なしに一人で行える。
入浴	全介助 一部介助 介助なし	全面的に介助を要する。 体を洗つてもらうなど一部介助を要する。 やや時間がかかっても介助なしに一人で行える。
移動	全介助 一部介助 介助なし	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。 やや時間がかかっても介助なしに一人で歩く。

(留意事項)

- (1) この適用表及び判断基準は、身体障害者デイサービス事業及び身体障害者短期入所事業の利用者の日常生活動作における介助の必要程度を客観的に判断することにより、これらの事業における運営費の国庫補助基準単価を算定するためのものであること。
- (2) 程度区分単価の決定に当たっては、この適用表及び判断基準により行うことを原則とするが、利用者の障害の種類及び程度並びに重複障害の状況等を総合的に勘案して、適用表及び判断基準により導き出された程度区分と異なる程度区分の単価を適用することが適當と認められる場合においては、適宜、対応して差し支えないこと。
- (3) 視覚障害1級、聴覚障害2級、音声機能・言語機能障害3級の者は、原則として中度単価を適用すること。ただし、他の身体機能の障害を併せもつことにより、食事、排泄、入浴、移動にかかる日常生活動作において、一部介助以上の介助を必要とする場合は重度単価を適用すること。
- (4) 相互利用で身体障害者デイサービスを利用する知的障害者は、原則として中度単価を適用すること。ただし、他の身体機能の障害を併せもつことにより、食事、排泄、入浴、移動にかかる日常生活動作において、一部介助以上の介助を必要とする場合は重度単価を適用すること。
- (5) 判断に際しては、補助具や自助具等の器具を常時使用している利用者については、器具を使用した状態で判断すること。また、常時使用していない場合においても、適宜、器具を使用した状態で判断して差し支えないこと。
- (6) 判断に際しては、「～をすることができる」といった「能力」の評価ではなく「状態」に着目して行うこと。
- (7) 介助度合の考え方については、以下によること。
介助なし …… 極端に長くない時間内に一連の動作が介助なしに一人で終了できる場合が該当する。
一部介助 …… 部分的な介助や極端に時間をかけて何とかできる場合が該当する。
全介助 …… 一人では一連の動作を遂行することができない場合が該当する。